という。）があったことを知った場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であって、過失による場合を除く。次号において同じ。）

二　前号の事故等の詳細が判明した場合

三　法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（海外投資家等特例業務に関するものに限り、第百九十九条第十号又は法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出）

第二百四十六条の三十一　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合　休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二　法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合　廃止の年月日及び理由

三　前条第一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ　事故等の概要

四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ　事故等の詳細

ニ　社内処分を行った場合はその内容

五　前条第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　不利益処分の内容

ロ　不利益処分を受けた年月日及び理由

2　前項の届出書（同項第五号に掲げる場合に係るものに限る。）には、当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文を添付するものとする。

3　第一項の届出書及び前項の規定により当該届出書に添付すべき書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二　法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　第百五十七条第一項第一号イ⑴から⑷まで及びニ並びに第二号イに掲げる帳簿書類

二　第百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類（第百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三　法第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第七号及び第九号に掲げる帳簿書類